第５２号議案

八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（運営規程） 第９条　指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 ⑴～⑸　（略） **⑹　緊急時等における対応方法** ⑺　（略） ⑻　（略） ⑼　（略） （サービス提供困難時の対応） 第１４条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所**、介護老人保健施設又は介護医療院**の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	（運営規程） 第９条　指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 ⑴～⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） （サービス提供困難時の対応） 第１４条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所**又は介護老人保健施設**の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針） 第２０条　（略） ２～５　（略） **６　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。** **７**　（略） **（緊急時等の対応）** **第２７条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第４条第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。** （運営規程） 第４５条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴～⑹　（略） **⑺　緊急時等における対応方法** **⑻**　（略） **⑼**　（略） **⑽**　（略） （指定介護福祉施設サービスの取扱方針） 第４７条　（略） ２～７　（略） **８　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**	（指定介護福祉施設サービスの取扱方針） 第２０条　（略） ２～５　（略） **６**　（略） （運営規程） 第４５条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴～⑹　（略） **⑺**　（略） **⑻**　（略） **⑼**　（略） （指定介護福祉施設サービスの取扱方針） 第４７条　（略） ２～７　（略）

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 **９**　（略）	**８**　（略）
附　則 （経過措置） ２～５　（略） ６　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３６年３月３１日**までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第５条第４項第１号及び第４４条第４項第１号の規定の適用については、第５条第４項第１号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護老人福祉施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と、第４４条第４項第１号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護老人福祉施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあって	附　則 （経過措置） ２～５　（略） ６　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３０年３月３１日**までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第５条第４項第１号及び第４４条第４項第１号の規定の適用については、第５条第４項第１号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護老人福祉施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と、第４４条第４項第１号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護老人福祉施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあって

は、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。 ７　（略）	は、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。 ７　（略） **（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る経過措置）** **８　平成１５年４月１日以前に法第４８条第１項第１号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであって、同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成１５年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第５０条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成２３年９月１日において、改修、改築又は増築中の平成１５年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第３８条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、同日後に指定介護老人福祉施設旧基準第５０条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から附則第１９項までの規定によることができる。** **９　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第４３条に、それ以外の部分にあっては第３条に定めるところによる。** **１０　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあっては第４４条に、それ以外の部分にあっては第５条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。** **１１　一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならな**

	い。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 ⑷　ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員 ⑸　ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　ユニット部分以外の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑺　施設の利用に当たっての留意事項 ⑻　非常災害対策 ⑼　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項
	１２　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第４６条に、それ以外の部分にあっては第１０条に定めるところによる。
	１３　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第５２条において準用する第１８条に、それ以外の部分にあっては第１８条に定めるところによる。
	１４　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第４７条に、それ以外の部分にあっては第２０条に定めるところによる。
	１５　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあっては第４８条に、それ以外の部分にあっては第２１条に定めるところによる。
	１６　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあっては第４９条に、それ以外の部分にあっては第２２条に定めるところによる。
	１７　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第５０条に、それ以外の部分にあっては第２４条に定めるところによる。
	１８　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第５１条に、それ以外の部分にあっては第２９条に定めるところによる。
	１９　第６条から第８条まで、第１１条から

	第１７条まで、第１９条、第２３条、第２５条から第２８条まで及び第３０条から第４１条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第７条第３項中「この章」とあるのは「附則第１１項から附則第１９項まで」と、第８条第１項第４号中「第２０条第５項」とあるのは「第２０条第５項及び第４７条第７項」と、同項第５号中「第３６条第２項」とあるのは「附則第１９項において準用する第３６条第２項」と、「第３８条第２項」とあるのは「附則第１９項において準用する第３８条第２項」と、第１２条第１項中「運営規程」とあるのは「附則第１１項に規定する重要事項に関する規程」と、第４１条第２項第２号中「第１７条」とあるのは「附則第１９項において準用する第１７条」と、同項第４号中「第２８条」とあるのは「附則第１９項において準用する第２８条」と、同項第５号中「第３６条第２項」とあるのは「附則第１９項において準用する第３６条第２項」と、同項第６号中「第３８条第２項」とあるのは「附則第１９項において準用する第３８条第２項」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。